事務連絡

令和７年１月10日

各都道府県緑綬褒章担当者　殿

厚生労働省大臣官房人事課

栄典第二係長

令和７年秋以降の食生活改善推進員の緑綬褒章推薦に係る留意事項について

標記について、平成27年春から食生活改善推進員に係る緑綬褒章の推薦が可能となりましたが、令和７年秋以降の推薦に当たっては下記に御留意ください。

記

１　具体的な推薦基準

　　食生活改善推進員の緑綬褒章推薦にあたっては、従来の緑綬褒章の活動種別「その他」に係る推薦目安（※）に加え、「都道府県知事表彰受章者」のみでは不可とした上で、「大臣表彰（食生活改善事業功労者）受章者」である「個人」かつ各道府県食生活改善推進員協議会の会長又は副会長歴を有する者のみを対象とします。

　　　※緑綬褒章「その他」推薦目安

　　　　「各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間においてボランティア活動に年12回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること」

２　推薦の可否

　　食生活改善推進員の緑綬褒章推薦にあたっては、各都道府県に割り振られた従来の推薦枠とは別に、追加枠を内閣府に対して要求する予定ですが、どの程度認められるかは現時点では不明なため、上記１の基準をもっても**候補者多数により全員は推薦できない場合があります。**

　　このため、褒章制度の一般的な基準及び上記の要件をすべて満たした上で、令和７年秋に食生活改善推進員に係る緑綬褒章推薦を希望する場合は、別に通知する通例の係長事務連絡「褒章推薦候補者の事前登録について」に基づく事前登録を他の種別の褒章候補者と同様に提出いただいた後、**食生活改善推進員については、全体の推薦状況を勘案して推薦不可となった場合は当係より別途連絡いたします。**

　　繰り返しになりますが、上記１の基準の者が全て推薦可能となるわけではなく、実際に推薦を希望する候補者の人数によっては、**全国役員歴の有無、地方会長の経験年数等を考慮し、次回以降の推薦へと調整することもございますので御留意ください。**

３　その他

　　以上を踏まえ、令和７年秋以降の食生活改善推進員の緑綬褒章推薦に係る基準等を別添にまとめましたのでご参照のうえ、不明な点は担当までご連絡ください。

【別添】

**令和７年秋以降　食生活改善推進員の緑綬褒章推薦に係る基準等**

|  |  |
| --- | --- |
| 活動種別 | その他 |
| 活動単位 | 個人のみ |
| 活動頻度（※１） | 各ボランティア活動に現在も従事し、直近25年間においてボランティア活動に年12回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は10年以上引き続いて年100回以上のボランティア活動に従事していること。 |
| 推薦基準① | 大臣表彰（食生活改善事業功労者）受章者 |
| 推薦基準② | 各道府県食生活改善推進員協議会の会長又は副会長歴を有する者 |

※１　「ボランティア活動実績証明書」は、従前のボランティア活動については、「市町村の長」又は「社会福祉協議会の長」の証明を必要としていますが、食生活改善推進員のボランティア活動については社会福祉関係とは性格が異なるため、特に「社会福祉協議会の長」による証明が困難であることが想定されます。

　　　このため、食生活改善推進員の「ボランティア活動実績証明書」については、「各推薦元道府県又は市町村の健康・保健を所管する部局長等」による証明を必須とします。

　　　なお、団体による証明ではなく、公的機関の所管長が認めた実績証明書がない限り推薦不可となりますのでご留意ください。

※２　食生活改善推進員は複数の経歴を有する方が多く、既に民生・児童委員等の経歴により叙勲・褒章を受章された方、又は現に他の功績により叙勲の推薦基準を満たしている方については、幅広く多くの者を栄誉に浴する観点から、原則として今般の緑綬褒章の対象から除外してください。但し、諸事情により推薦を予定する場合は、事前に当係あて御連絡ください。